

葛飾区西亀有三丁目  
質疑回答

No.	質問事項	回答
1	○公募要項8ページ33行目 10(1)提出書類 ④法人登記事項証明書、⑬法人代表者の印鑑証明書について、正本2部は、正規のもの(原本)が2部必要か。正本1部を正規のもの(原本)とし、もう1部の正本はコピーでも可能か。	④法人登記事項証明書及び⑬法人代表者の印鑑証明書は、正本2部のうち1部は原本に代えて複製(コピー)で提出しても構いません。 なお、副本(10部)については複製(コピー)で構いません。
2	○公募要項8ページ33行目 10(1)提出書類 ④法人登記事項証明書について、全部事項証明とありますが、履歴事項証明書と現在事項証明書のどちらを提出すればよいか。	履歴事項証明書でも現在事項証明書でもどちらでも構いません。
3	○公募要項8ページ33行目 10(1)提出書類 ⑭預金残高証明書について、応募申込前直近月末付けのものとあるが、28年5月末付けで構わないか。	応募申込前直近月末付けの預金残高証明書は、平成28年5月31日付けのものを提出してください。
4	○公募要項8ページ33行目 10(1)提出書類 ⑭預金残高証明書(平成26年から28年までの各年3月31日付けのもの)は正本1部を原本とし、もう1部の正本及び副本はコピーで構わないか。コピーで可能な場合は、それぞれ原本証明をする必要があるか。	⑭預金残高証明書(平成26年から28年までの各年3月31日付けのもの)は、正本2部のうち1部は原本に代えて複製(コピー)で提出しても構いません。 なお、副本(10部)については複製(コピー)で構いません。 また、原本証明は不要です。
5	○公募要項8ページ33行目 10(1)提出書類 ⑭預金残高証明書について、法人が保管する決算書に原本が添付されている場合、正本2部に添付する⑭預金残高証明書はコピーで構わないか。	⑭預金残高証明書については、正本2部のうち1部は原本に代えて複製(コピー)で提出しても構いません。 なお、副本(10部)については複製(コピー)で構いません。
6	○公募要項8ページ33行目 10(1)提出書類 預金残高証明書は、法人全ての預金口座の残高証明書の提出が必要か。	全ての預金口座の残高証明書を提出してください。ただし、事業所ごとの少額の決済に使用しているものは除いても構いません。
7	○公募要項8ページ33行目 10(1)提出書類 ⑮納税証明書の原本は、正本の2部とし、副本10部はコピーで構わないか。コピーの場合は、全てに原本証明が必要か。	⑮納税証明書について、正本2部のうち1部は原本に代えてコピー(複製)で提出しても構いません。 なお、副本(10部)については複製(コピー)で構いません。 また原本証明は不要です。